

36. 田中町地区整備計画区域

別表第2. 用途の制限（第4条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
田中町地区	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>(8) 病院又は診療所</p> <p>(9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(10) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(12) ホテル又は旅館</p> <p>(13) 自動車教習所</p> <p>(14) 畜舎</p> <p>(15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(16) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(17) 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は展示場</p> <p>(18) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(19) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(20) 法別表第2(る)項第1号に規定する工場又は次に掲げる事業の用に供する工場</p> <p>ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造</p> <p>イ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>ウ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>(21) 危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物で、令第130条の9第1項の表商業地域の欄に掲げる数量を超える数量の危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの</p>

別表第3. 容積率の最高限度（第5条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の容積率の最高限度
田中町地区	10分の20

別表第4．建蔽率の最高限度（第6条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
田中町地区	10分の6（街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地にあつては、10分の7）

別表第5．敷地面積の最低限度（第7条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
田中町地区	1,000平方メートル（公益上必要な建築物の敷地を除く。）

別表第6．壁面の位置の制限（第8条関係）

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
田中町地区	0.5メートル（道路に面する敷地境界線にあつては、2メートル）	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) ごみステーション

別表第7．高さの最高限度（第9条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
田中町地区	20メートル